

ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般料金契約）

2025年6月2日実施

株式会社NTTドコモ

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 適用の限界	1
4. 料金	1
5. その他	2
付則	3
(別 表)	4

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「一般料金契約」とは、当社が別に定める「ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款」（以下「基本約款」といいます。）及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、お客さまが一般料金契約を希望し、当社が承諾した場合に適用いたします。

3. 適用の限界

当社は、基本約款に基づき、お客さまからの本個別約款の適用の申し出について承諾しないことがあります。

4. 料金

大阪ガスは、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款第19条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、基本約款第19条第2項第2号を以下のとおり読み替えるものといたします。

② 平均原料価格（トン当たり）

別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が177,860円以上となった場合は、177,860円といたします。

（算 式）

平均原料価格

＝トン当たりLNG平均価格×0.9476

＋トン当たりLPG平均価格×0.0569

（備 考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

5. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2025年6月2日から実施いたします。

2. 「19 単位料金の調整」(2)②177,860円(以下「上限価格」という)について

各月の平均原料価格が継続して上限価格以上となることが見込まれる場合等には、民法第548条の4および基本約款2の規定により、上限価格を見直すことがあります。

(別 表)

料金表

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D 使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E 使用量が200立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表F 使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表G 使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表H 使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	174.81円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,364.81円
------------------	-----------

	(消費税等相当額を含みます。)
--	-----------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 4 . 5 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 6 3 5 . 7 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 9 . 1 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2 , 0 7 4 . 7 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 4 . 7 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当た

りの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3, 5 0 6. 7 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 7. 5 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3, 8 3 4. 7 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 6. 6 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	6, 9 8 1. 9 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 0. 3 2 円
-------------	--------------

	(消費税等相当額を含みます。)
--	-----------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	7, 3 0 7. 8 7 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 0. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。